

ご退職される従業員さま/事業所ご担当者さまへ

POINT

保険証は退職日の翌日から使用できません！

退職後にお勤め時の保険証を医療機関等で使用された場合、協会けんぽからご本人さまへ医療費の返還請求を行います。

なお、返還請求に応じられない場合は、

法的手続きにより、給与・預貯金等を差し押さえる場合がございます。

ご退職される従業員さまへ

- 退職の際、事業所に家族分を含めた全ての保険証を速やかに返却しましょう

事業所ご担当者さまへ

- 回収した保険証は、資格喪失届に添付して日本年金機構へ速やかにご提出ください
- 保険証が速やかに返却されない場合、従業員さまに保険証返却の督促を行います

退職された従業員さまの保険証の速やかな回収・返却にご協力ください！

POINT

退職後の健康保険ってどうしたらいいの？

退職後の健康保険は、次の3つのパターン※があります。

※退職直後に新しいお勤め先で健康保険に加入される方等を除く

| 制度 | 任意継続保険 | 国民健康保険 | ご家族の健康保険 (被扶養者) |
|------------------|--|----------------------------------|----------------------|
| 手続き先 (問い合わせ先) | 協会けんぽ ※お住いの都道府県支部 | お住いの 各市区町村役場 | ご家族さまの 勤務先 |
| 加入要件 | ●退職日までに被保険者期間が継続して2ヶ月以上あること ●退職日の翌日から20日以内に加入手続きを行うこと (郵送の場合は必着) | お住いの市区町村役場(国民健康保険担当課)へお問い合わせください | ご家族さまの勤務先へお問い合わせください |

保険料の算出方法や、加入要件は加入先によって異なりますので、手続き先に確認の上、退職後に加入する健康保険をご検討ください。